

# 令和6年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き

## 申告書の郵送先

〒326-8601  
栃木県足利市本城3丁目2145番地  
足利市役所 税務課 資産税担当

提出期限 令和6年1月31日(水)

・提出期限直前になりますと窓口が大変混み合いますので、早めの提出にご協力ください。

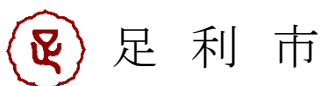
お問合せ先電話番号 0284-20-2129(直通)  
(土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分まで受付しています)

FAX : 0284-20-2240

MAIL: kotei@city.ashikaga.lg.jp



足利市 税務課 HP



令和5年12月

## 《 目次 》

I	償却資産について.....	3
①	償却資産とは.....	3
②	償却資産の種類と具体例.....	3
③	家屋と償却資産の区分表.....	4
④	業種別の主な償却資産.....	6
II	償却資産の課税のしくみ.....	7
①	税額の計算.....	7
②	評価額の計算式.....	7
③	税額計算例.....	7
④	免税点.....	8
⑤	納税通知書の発送.....	8
⑥	地方税ポータルシステム『eLTAX(エルタックス)』.....	8
⑦	質問検査・実地調査.....	8
III	課税標準額の特例等.....	9
IV	国税(所得税・法人税等)との比較.....	10
V	申告の方法.....	12
VI	償却資産申告書の書き方.....	13
VII	償却資産 Q&A.....	17

日頃より、市税につきましてご理解とご協力を賜りありがとうございます。

市内に償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在に所有されている償却資産について申告をしていただく必要があります。

つきましては、本手引きを参考に申告書を作成のうえ、期限までにご提出ください。

## I 償却資産について

### ① 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産(鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。)でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のものをいう。ただし、自動車税の種別割の課税客体である自動車並びに軽自動車税の種別割の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとする。(地方税法341条)

### ② 償却資産の種類と具体例

対象となる主な資産は次のとおりです。

資産の種類	資産の例示
1 構築物	受変電設備、舗装路面、庭園、門・塀等の外構工事、看板、広告塔、建築設備、内装・造作、ビニルハウス等
2 機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、建設機械、農業用機械、太陽光発電設備等
3 船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具※	大型特殊自動車(分類番号が「0,00 から 09 及び 000 から 099」、 「9,90 から 99 及び 900 から 999」の車両)、構内運搬車等
6 工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン等

## 未登録等の車両の取扱い

本来、自動車税又は軽自動車税の課税対象でありながら、道路運送車両法による登録等を受けていないため、自動車税又は軽自動車税が課税されていない車両についても、自動車税又は軽自動車税の課税客体となるため**固定資産税の課税客体とはなりません。**

(例) 自動車運転教習所等における構内専用自動車、工場等の構内で使用する小型特殊自動車(フォーク・リフト等)

自動車・軽自動車税の課税客体と償却資産の課税客体の区別表

自動車の構造及び原動機		自動車の大きさ			自動車の種類	償却資産	
		長さ	幅	高さ			
イ	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイバ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15km/時以下のもの	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下	小型特殊自動車	非該当
		<u>最高時速15km/時 以下、長さ 4.70m以下、幅 1.70m以下、高さ 2.80m以下</u> の4つの条件を1つでも超えると大型特殊自動車となり償却資産に該当します。				大型特殊自動車	該当
		上記以外のもの				大型特殊自動車	該当
ロ	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度35km/時未満のもの	—	—	—	小型特殊自動車	非該当
		<u>最高速度35km/時以上のもの</u>				大型特殊自動車	該当
	ポール・トレーラー及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	—	—	—	—	大型特殊自動車	該当

## ③ 家屋と償却資産の区分表

固定資産税における取り扱いでは、家屋については固定資産評価基準に基づいて評価をしており、償却資産と区分して評価しています。

なお、家屋の所有者と異なる者(賃借人)が貸しビル・貸店舗等に施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。

家屋と償却資産の区分表

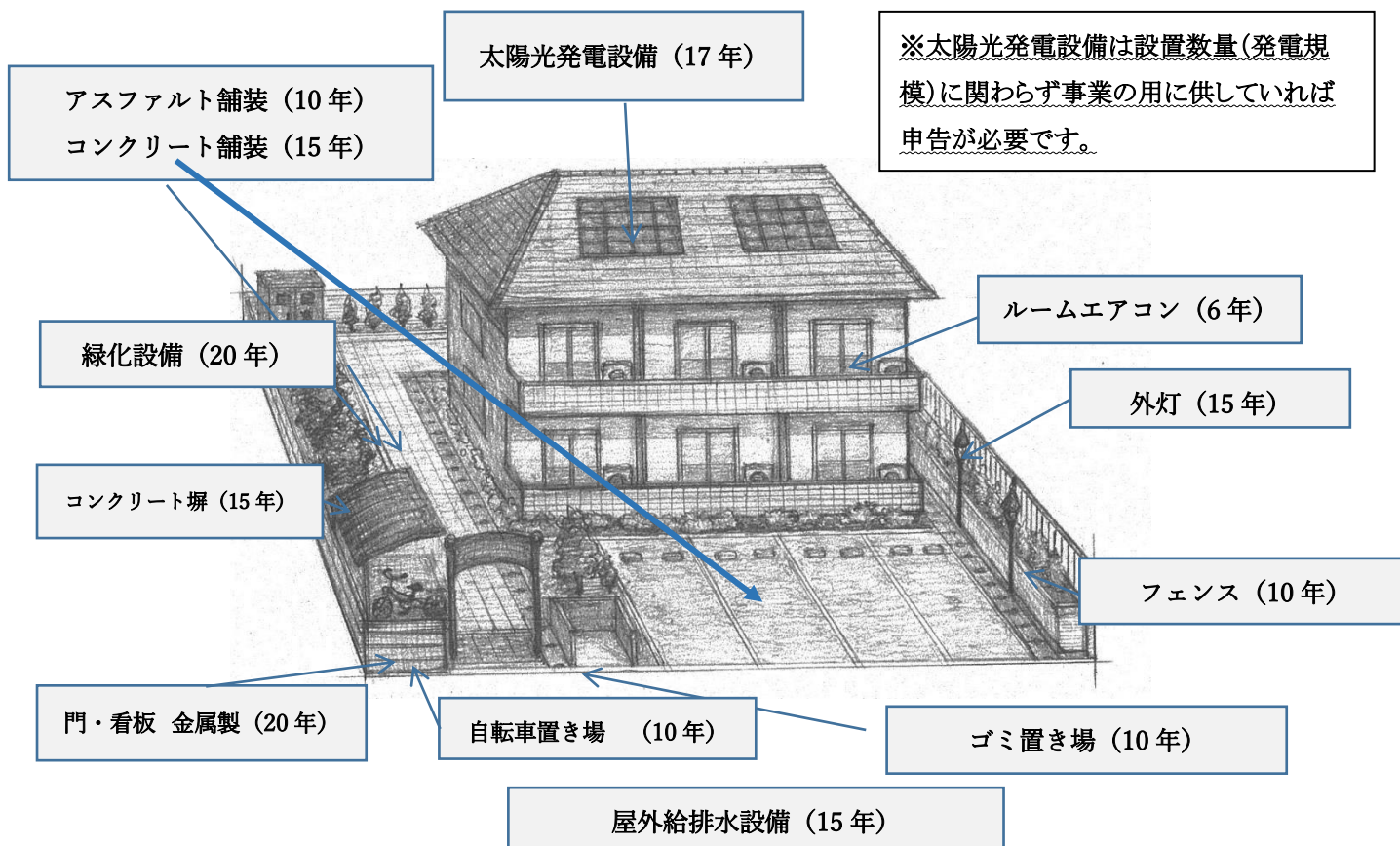
設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却	家屋	償却	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式	○				◎
	電力引込工事	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○				◎
	LAN 設備	設備一式			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
	監視カメラ (ITV) 設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器			◎		◎
配管・配線等		○				◎	
避雷設備	設備一式	○				◎	
火災報知設備	設備一式	○				◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○				◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○				◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等	○				◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○				◎
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○				◎	
空調設備	空調設備	壁掛型ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
上記以外の設備		○				◎	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機			◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等	○				◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店棟)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化設備等)			◎		

④ 業種別の主な償却資産

業種別の主な償却資産としては、以下の表のとおりです。

業種	課税対象となる主な償却資産の例示
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、テナントの内装・内部造作・建築設備等、看板(広告塔、袖看板、ネオンサイン)、自動販売機、舗装路面等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
娯楽業	パチンコ機、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備、ゴルフ場練習場設備等
理容・美容業	理容・美容用椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
飲食業	内装工事・接客用家具・テレビ・厨房設備・レジスター・看板等
病院・薬局	介護用ベッド・X線装置・手術台・キャビネット・各医療機器等
建設業	路面舗装・製造設備・受変電設備・フォークリフト等の大型特別車両等
食品製造・加工業	パン焼窯・製麺設備・ミキサー・業務用冷蔵庫・調理機器等
農業	ビニルハウス・揚水ポンプ・収摺機・動力草刈機・精米機・冷蔵倉庫・歩行用トラクター等
商店・小売店	商品陳列棚・レジスター・冷凍冷蔵ストッカー・自動販売機・看板等
賃貸住宅・貸駐車場	屋外給排水設備・電気設備・路面舗装・塀・フェンス・植栽・壁掛エアコン等
太陽光発電	太陽光発電設備・フェンス・監視設備等
ガソリンスタンド	給油設備・地下タンク・看板・キャノピー・洗車機・オイルチェンジャー等

(事業用家屋の場合)



## II 償却資産の課税のしくみ

賦課期日(1月1日)現在において事業の用に供することのできる状態にある資産を課税客体として申告していただくこととなります。

### ① 税額の計算

課税標準額に税率を乗じて税額を計算します。税率は1.4%(標準税率)です。

\* 土地や家屋を所有されている方は、それぞれを合計した課税標準額となります。

### ② 評価額の計算式

前年中(令和5年中)に取得した資産の評価額	前年前(令和5年以前)に取得した資産の評価額
(取得価額) × (1 - 減価率 / 2)	(前年度評価額) × (1 - 減価率)

### ③ 税額計算例

実際の評価計算については市役所で行いますので、申告の際に計算する必要はありません。

耐用年数: 耐用年数が10年(減価率0.206)

取得年月: 令和5年7月      取得価額: 10,000,000円

耐用年数10年の減価率の1/2の率(0.103)で評価	2年目以降、耐用年数10年の減価率(0.206)で評価
-----------------------------	-----------------------------

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
前年度評価額	10,000,000 (取得価額)	8,970,000	7,122,180	5,655,010	4,490,077
当該年度評価額	8,970,000	7,122,180	5,655,010	4,490,077	3,565,121
税額	125,580	99,710	79,170	62,861	49,911
項目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
前年度評価額	3,565,121	2,830,706	2,247,580	1,784,578	1,416,954
当該年度評価額	2,830,706	2,247,580	1,784,578	1,416,954	1,125,061
税額	39,629	31,466	24,984	19,837	15,750
項目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度
前年度評価額	1,125,061	893,298	709,278	563,166	500,000
当該年度評価額	893,298	709,278	563,166	500,000	500,000
税額	12,506	9,929	7,884	7,000	7,000

以降の評価額は取得価額の5%を維持

減価残存率表

耐用年数	耐用年数に応ずる定率法による減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる定率法による減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873
4	0.438	0.781	0.562	18	0.12	0.94	0.88
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886
6	0.319	0.84	0.681	20	0.109	0.945	0.891
7	0.28	0.86	0.72	21	0.104	0.948	0.896
8	0.25	0.875	0.75	22	0.099	0.95	0.901
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.96	0.921
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924

## ④ 免税点

全ての資産の課税標準額を合計した額が150万円未満の場合は、課税されません。

なお、150万円になるかどうかは、市で計算した結果によりますので、償却資産の多少にかかわらず申告してください。

## ⑤ 納税通知書の発送

固定資産税・都市計画税納税通知書として、**毎年4月上旬に発送**します。

納 期:年税額を**4期に分けて**納めていただきます。

一括して納めていただくこともできます。(ただし、前納報奨金等はありません。)

※納税通知書は土地、家屋、償却資産を合算したもので発送します。

## ⑥ 地方税ポータルシステム『eLTAX(エルタックス)』

平成22年4月より足利市では地方税ポータルシステム(eLTAX)を導入しました。これにより従来紙で行っていた地方税の申告を、インターネットを利用し手続きを行うことができます。ただし、初めてご利用する場合には、地方税ポータルシステムを運営する(一社)地方税電子化協議会へ利用届出が必要となります。詳しくは、地方税ポータルシステムのホームページをご覧ください。

## ⑦ 質問検査・実地調査

申告書の受理後、適正な償却資産申告・課税が行われていることを確認するため、地方税法第353条に基づき、帳簿書類の提出をお願いする場合があります。

また、帳簿書類を確認した結果、現場確認の必要がある場合は、地方税法第408条に基づき実地調査を行うことがありますのでご協力をお願いいたします。



### Ⅲ 課税標準額の特例等

地方税法第349条の3および同法附則第15条等に定める要件を備えた償却資産については、課税標準額の特例が適用されます。

また、地域決定型地方税特例措置(わがまち特例)の対象となった地方税法附則第15条各項の償却資産についても課税標準額の特例が適用されます。

※地方税法の改正により、特例率・期限・対象資産等が変更になる可能性があります。

なお、特例の適用を受ける場合は、申告書とは別に、それを証明する書類を提出してください。

詳しくは資産税担当(TEL0284-20-2129)までお問い合わせください。

課税標準額等の特例に関する申告書については、足利市ホームページでダウンロードが可能です。

#### 主な課税標準額の特例(抜粋)

	特例の内容	条文(※1)	項号	取得期間	適用要件	課税率	適用期間	
児童福祉法の規定	家庭的保育事業	法第349条の3 (利用定員が五人以下に限る。)	第27項		家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する資産	1/2	-	
	居宅訪問型保育事業		第28項	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する資産				
	事業所内保育事業		第29項	事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する資産				
公共の危害防止のために設置された施設	水質汚濁防止設備	法附則第15条	第2項第1号	R4.4.1~	水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する	1/2	-	
	下水道除害施設		第2項第5号	R6.3.3.1	下水道法に規定する者が当該工場等に設置した除害施設	4/5		
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	特定太陽光発電設備(※2)	法附則第15条	第25項第1号イ	R2.4.1~ R6.3.3.1	出力規模が	1,000kw未満	2/3	3年間
			第25項第2号イ			1,000kw以上	3/4	
	特定風力発電設備		第25項第1号ロ			20kw以上	2/3	
			第25項第2号ロ			20kw未満	3/4	
	特定地熱発電設備		第25項第1号ハ			1,000kw未満	2/3	
			第25項第3号ロ			1,000kw以上	1/2	
	特定水力発電設備		第25項第2号ハ			5,000kw以上	3/4	
			第25項第3号イ			5,000kw未満	1/2	
	特定バイオマス発電設備		第25項第1号ニ			10,000kw以上20,000kw未満	2/3	
			第25項第3号ハ			10,000kw未満	1/2	
中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等	先端設備等	旧法附則第64条		R3.4.1~ R5.3.3.1	先端設備の認定を受けた事業の用に供する家屋、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物	ゼロ	3年間	
		法附則第15条	第45項	R5.4.1~ R7.3.3.1	先端設備の認定を受けた事業の用に供する家屋、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備	賃上げ表明した場合	1/3	5年間(※3)
						賃上げ表明しない場合	1/2	3年間

※1法…地方税法1 法附則…地方税法附則

※2 太陽光発電設備については固定価格買取制度の認定を受けていないもの(再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したもの)に限ります。

※3 令和6年度取得資産は適用期間が異なります。

#### IV 国税(所得税・法人税等)との比較

項目	国税の取り扱い	固定資産税の取り扱い
償却資産の期間	事業年度	暦年(賦課期日制度)
減価償却の方法	・定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法) ・平成19年4月1日以降に取得した資産は『新定率法(250%定率法)』を適用 ・平成19年3月31日以前に取得した資産は『旧定率法』を適用	固定資産税定率法のみ ※減価率は法人税の『旧定率法』で使用する償却率と同じ
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められます	認められません
特別償却、割増償却の制度(租税特別措置法)	認められます	認められません
増加償却の制度(所得税、法人税)	認められます	認められます
評価額の最低限度(法人は償却可能限度額)	備忘価格(1円)まで	取得価額の100分の5
改良費	改良費は合算して評価します	改良費は区分して評価します
共有資産	持分割合に応じて個別で申告	連帯納税義務として共有で申告

固定資産税の評価においては、応益的な性格に鑑み、政策的な配慮は認められていない点等が国税における取扱いとは相違します。

#### 少額の資産等

次のいずれかに該当する資産で、当該資産の取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上一時に損金又は必要経費に算入しているものは、償却資産に該当しません。

- ① 取得価額が10万円未満又は耐用年数が1年未満のもの
- ② 取得価額が20万円未満の償却資産で、事業年度ごとに一括して3年間で減価償却を行うことを選択したもの

※上記②に該当する取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別償却をしているものは、償却資産の該当となります。

償却資産の取得価額が10万円未満又は20万円未満であるかどうかは、通常一単位として取り引きされるその単位ごとに判定するものとし、例えば、機械及び装置については、1台又は1基ごとに、工具・器具及び備品については、1個、1組、又は1揃いごとに判定します。

## 少額の資産について

### 【個人の場合】

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
(ア)	平成元年3月31日までに 取得の資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上	減価償却	申告対象
(イ)	平成元年4月1日から 平成10年12月31日までに 取得の資産	20万円未満	必要経費	申告対象外
		20万円以上	減価償却	申告対象
(ウ)	平成11年1月1日以後 取得の資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
		20万円未満	減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

### 【法人の場合】

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
(ア)	平成元年3月31日までに 取得の資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上	減価償却	申告対象
(イ)	平成10年3月31日以前に 開始された事業年度に 取得の資産 (ア)の資産を除く)	20万円未満	損金算入	申告対象外
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
(ウ)	平成10年4月1日以後に 開始された事業年度に 取得の資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
			20万円以上	減価償却

(注) 租税特別措置法に基づく「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」により、中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産の合計額300万円までを損金又は必要経費に算入した資産は、**固定資産税(償却資産)**では課税対象となります。

## V 申告の方法

### 昨年度に引き続いて申告をされる方

申告していただく方	内容	提出書類
資産に増減のある場合	申告書と種類別明細書に、令和5年1月2日から令和6年1月1日までの増加又は減少した資産(申告もれ分を含む)を記入して提出。	申告書 種類別明細書
資産に増減のない場合	申告書の備考欄に「異動なし」と記入して提出。	申告書のみ
廃業・解散・転出等された場合	申告書の備考欄に「廃業」「解散」「転出」等の旨とその年月日を記入して提出。	申告書のみ

### 初めて申告をされる方

申告していただく方	内容	提出書類
資産のある場合	令和6年1月1日現在に事業の用に供している全ての資産を申告。(足利市以外にある資産を除く。)	申告書 種類別明細書 固定資産台帳
資産のない場合	申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入して提出。	申告書のみ

### 自社電算による全資産申告をされる方

内容	提出書類
令和6年1月1日現在に事業の用に供している全ての資産を申告。(増加・減少資産確認のため、増加・減少の種類別明細書も提出。)	申告書 全資産の 種類別明細書

### 電子申告(eLTAX)による申告手続きをされる方

eLTAX(エルタックス地方税ポータルシステム)による償却資産の申告がご利用いただけます。詳しいご利用方法等につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAX <http://www.eltax.lta.go.jp>

※電子申告(eLTAX)で申告されました方におかれましては、翌年度以降の申告書の発送を省略させていただき、eLTAXによりプレ申告書を送信させていただきます。

#### ※注意事項※

- ・ 郵送で申告をされる方で「控」の返送を希望される方は返信用の封筒(送付先を記入して、切手を必ず貼ってください。)を同封してください。
- ・ 正当な理由がなく申告をされなかった場合は、地方税法第386条及び足利市税条例第75条の規定により、過料を科されることがあります。  
また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により、罰則を科されることがあります。

## VI 償却資産申告書の書き方

### ① 初めて申告をされる方

法人・個人の方で以下の書類の中に、令和6年1月1日現在、償却資産に該当する資産を所有されている方は「①-1 記入上の注意」へ、資産を所有されていない方は「①-2 該当資産がない方」へお進みください。

法人	決算書に添付されている「減価償却資産の明細書」または「固定資産台帳」
個人	確定申告書の「減価償却費の明細書」または「固定資産台帳」

初めて申告をされる方は、「上記書類の写し」を添付してください。

#### ① -1 記入上の注意

決算書等に申告する必要がある資産がある場合は、**足利市内に所在する全資産**を種類別明細書(全資産用)に記入してください。資産の種類については、「**1 償却資産について**」の「**② 償却資産の種類と具体例**」の表をご覧ください種類番号を必ず記入してください。

#### ● 提出していただく書類

償却資産申告書／種類別明細書(増加資産・全資産用)／減価償却資産明細書等の写し

#### ①-2 該当資産がない方

該当する資産がない場合でも、必ず「申告書」の提出をお願いいたします。  
申告書の「18 備考」欄に「**該当資産なし**」と記入してください。

#### ● 提出していただく書類

償却資産申告書／減価償却資産明細書等の写し

### ② 以前から申告をされている方

令和6年1月1日現在、償却資産の所有状況を申告していただくため、既に足利市へ申告してある資産の確認をしていただきます。

前年度の種類別明細書に載っている資産は既に申告いただいているものです。これと個人の方は確定申告書の「減価償却費の明細書」または「固定資産台帳」、法人の方は決算書に添付されている「減価償却資産の明細書」または「固定資産台帳」を突合して資産の増減を確認します。

令和6年1月1日現在の償却資産を申告していただきますので、決算月の翌月から令和6年1月1日までに、増加及び減少した資産を、加除することを忘れないよう、お願いいたします。

### ③ その他

「廃業・解散・転出等」の場合で資産を所有されていた方は、前年度の種類別明細書に載っている資産を種類別明細書(減少資産用)に記入してください。

「名称や住所等が変更になった場合」は、申告書の印字部分に抹消線を引き、正しい名称等を記入してください。また、申告書「18 備考」欄に、年月日と理由を記入してください。

「統合、合併等の場合」は存続となる法人または新規法人にて「① 初めて申告する方」に準じて全資産申告してください。一方、消滅する法人においては申告書「18 備考」欄に、消滅事由と年月日を記入してください。

なお、「名称や住所等が変更になった場合」もしくは「統合、合併等の場合」につきましては、法人の変更の詳細が分かる資料を添付してください。

# 申告書記入例

第二十六号様式（提出用） 令和 年度  
令和 年 月 日

## 償却資産申告書

1 所有者の内容に変更があった場合、封筒消線を引き、正しい名称等訂正してください。

栃木県足利市長 宛

3 右詰めで記入してください。

15 市（区）町村内に申告書の提出先と同一の市内にある事業所等の資産所在地を記入してください。  
なお紙面の都合上、記入できる範囲が限られていますが、所在地が複数ある場合は、「種類別明細書」の「資産の名称等」欄に、資産名称を続けて記入していただくようお願いします。

5 個人の方は事業を開始した年月を、法人は設立年月を記入してください。

住所 326-8601 足利市本城3丁目2145番地  
アスカガ カイ 足利ビル 2階

フリガナ 2. 氏名 カブシキガイシャ ワタラセ コウギョウ 株式会社 渡良瀬工業  
代表取締役 足利 太郎

個人番号又は法人番号 \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \* \*

4 事業の内容を具体的に記載してください（農業、太陽光発電事業等）。  
4. 事業種目（資本金等の額） 金属製品製造業 ( 10百万 円 )

5. 事業開始年月 昭和50 年 3 月

6. この申告に回答する者の係及び氏名 経理担当：栃木 花子 (電話： 0284-20-\*\*\*\* )

7. 税理士等の氏名 本城 務 (電話： 0284-20-\*\*\*\* )

6 申告書の内容について問い合わせ先となる担当の部署名、氏名、電話番号を記入してください。

7 税理士等が関与している場合は、その所属組織、氏名、電話番号を記入してください。

資産の種類	取 得 価 額															
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)												
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
構 築 物		1	500	000					1	500	000					
機 械 及 び 装 置		3	000	000			4	300	000			7	300	000		
船 舶																
航 空 機																
車 両 及 び 運 搬 具 具 及 び 装 置		1	000	000					1	000	000					
工 具 ・ 器 具		6	000	000		2	000	000	4	000	000					
合 計		11	500	000		2	000	000	4	300	000		13	800	000	

17 該当する方を○で囲んでください。

取得価額  
今までに申告している方は、申告された資産の全部について、その取得価額が(イ)に印字してあります。本年初めて申告される方については新たに記入してください。

18 住所、氏名等に変更があった場合は、異動事由、異動年月日等参考になる事項を記入してください。  
合併があった場合は、合併日、合併法人名、被合併法人名等を記入してください。  
相続により事業承継した場合は、相続開始年月日を記入してください。  
前年中に資産の増減がなかった場合は「増減なし」等、償却資産を所有していない場合は「該当資産なし」等を記入してください。

16 借用資産（リース資産、レンタル資産）の有無について、該当する方を○で囲んでください。  
借用資産がある場合は、貸主の名称、住所等を記入してください。

8~14 各項目の有無等について、該当する方を○で囲んでください。

資産の種類	評価額 (ホ)	決定価格 (ヘ)	課税標準額 (ト)	15. 市（区）町村内における事業所等資産の所在地									
				①	②	③							
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	本城3丁目2145番地
16. 借用資産 (有・無)													貸主の名称等 足利市本城1丁目〇〇番地 織姫山リース(株)
17. 事業所用家屋の所有区分													自己所有・借家

18. 備考(添付書類)  
令和元年7月2日 株式会社足〇工業を吸収合併  
令和元年8月2日 商号変更  
旧:株式会社ワタラセ工業  
新:株式会社渡良瀬工業

# 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

第二十六号様式別表一（提出用）

## 種類別明細書（増加資産・全資産用）

課税標準額は記入する必要はありません。ただし、電算処置により全資産申告される場合は記入してください。

令和 年度

・前年度申告済みの方で、増加資産がある場合にはその増加資産について、また、本年度初めて申告される方は、1月1日現在所有しているすべての資産を記入してください。

所有者名

枚のうち

枚目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価格	耐用年数	価残存率	価格	課税標準の特例※		※課税標準額	増加事由	摘要
					年号	年	月					率	コード			
01	1		アスファルト工事（大正町863）	1	4	29	10	1	255	400	10					
02	2		太陽光発電設備（本城3丁目2145）	1	4	30	2	15	786	500	17					
03	6		エアコン（朝倉町264）	1	4	28	8		255	200	4					
04			印刷機（大正1丁目2007-3）	1	5		5	1	6	500	4					
05							5		4	500						
06																
07																
08																
09																
10																
11																
20			小計													

・耐用年数  
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記入してください。  
なお、中古資産について、見積もり耐用年数を適用している場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその耐用年数を記入してください。

・資産の名称  
30文字以内で記入してください。  
わかる場合は、所在地も記入してください。

- ・資産の種類
- 1 構築物
  - 2 機械及び装置
  - 3 船舶
  - 4 航空機
  - 5 車両及び運搬具
  - 6 工具・器具及び備品

・取得年月  
資産を実際に取得した年月を記入してください。  
年号 昭和…3 / 平成…4 / 令和…5

・取得価額  
資産を取得するために支出した金額または支出すべき金額（付帯費用を含みます）を記入してください。  
消費税については、採用している経理方式に沿って記入してください。  
店舗設備等を居抜きで購入した場合や資産を無償で譲り受けた場合で、取得価額が不明なものについては、取得価額を見積もって記入してください。

・摘要  
非課税または課税標準の特例の適用がある場合はその適用条項などを、相続した場合は相続した年などを記入してください。

未申告

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他 のいずれかに○印を付けてください。

# 種類別明細書（減少資産用）の記入例

第二十六号様式別表二（提出用）

## 種類別明細書（減少資産用）

令和 年度

※ 所有者コード ※		所有者名		枚のうち																
				枚目																
行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額				耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分			摘 要			
					年 号	年	月	十 億	百 万	千	円			1 売 却	2 減 失	3 移 動		4 其 他	1 全 部	2 一 部
1	1		受変電設備	1	3	63	7		3	000	000	15		1	2	3	4	1	2	
2	6		カラーコピー機	1	4	27	7			250	000	5		1	2	3	4	1	2	H30.6 ○×株式会社へ移動
3														1	2	3	4	1	2	
4														1	2	3	4	1	2	
05														1	2	3	4	1	2	
06														1	2	3	4	1	2	
07														1	2	3	4	1	2	
08														1	2	3	4	1	2	
09														1	2	3	4	1	2	
10														1	2	3	4	1	2	
11														1	2	3	4	1	2	
12														1	2	3	4	1	2	
13														1	2	3	4	1	2	
14														1	2	3	4	1	2	
15														1	2	3	4	1	2	
16														1	2	3	4	1	2	
17														1	2	3	4	1	2	
18														1	2	3	4	1	2	
19														1	2	3	4	1	2	
20														1	2	3	4	1	2	
				小計										1	2	3	4	1	2	

・資産の種類、資産の名称等、数量、取得年月、取得価額、耐用年数  
お送りしている前年度の種類別明細書を参考に減少した資産について  
記入してください。

・減少の事由及び区分  
当てはまる番号に○を  
してください。

・摘要  
減少の事由が「2減失」以外  
の場合は、売却先や移動  
先、事由の起きた時期などを  
具体的に記入してください。



## Ⅶ償却資産 Q&A

Q. 税務署に確定申告していますが、足利市にも申告が必要ですか？

A. 足利市にも申告が必要です。

確定申告とは別に足利市にも償却資産の申告をする必要があります。

- ・ 税務署への申告…国税（法人税・所得税）の減価償却費を必要経費として計上するもの
- ・ 足利市への申告…市税である固定資産税（償却資産）を算出するためのもの

Q. 償却資産は、なぜ申告しなければならないのですか？

A. 償却資産には、土地や家屋のような登記制度がないため、地方税法第383条の規定により、償却資産の所有者が、自ら資産の所有状況を正しく把握し、毎年1月1日（賦課期日）現在の内容を、その資産が所在する市町村に申告しなければならないことになっています。

Q. 償却資産の耐用年数が分かりません。どうすればよいですか

A. 耐用年数の詳細は、財務省令で定められています。

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第一、第二、第五、及び第六を確認してください。

Q. 耐用年数を過ぎた資産であっても、申告の対象になりますか？

A. 減価償却済みの耐用年数を過ぎた資産であっても、事業の用に供することができる場合は、申告の対象になります。

Q. 所有者死亡のため相続した償却資産はどのように申告すればよいですか？

A. 相続人の名前で申告してください。

被相続人の取得年月、取得価額および耐用年数等を引き継いで申告してください。

また、申告書右下「18. 備考」および種類別明細書右の「摘要」に相続開始年月を記入してください。

Q. 過去に取得していた資産で申告していなかった資産が見つかったのですがどうすればよいですか？

A. 申告していなかった資産が判明した場合は速やかに修正申告の提出をしていただくこととなります。

資産を取得時期によっては過去5年間遡って課税を再計算させていただき不足分の税額をお願いする場合があります。（地方税法第17条の5）

Q. 電子申告を利用したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A. 電子申告を新規に利用する場合は、地方税ポータルシステム(eLTAX)のホームページにて利用届出を行う必要があります。

Q. 中小企業等経営強化法に基づき市の認定を受けた先端設備等を取得したのですが必要書類等が知りたいです。

A. 中小企業等経営強化法に基づき取得した資産に関しては課税標準額等の特例の適用を受けることができますので、以下の書類を申告書と併せて提出してください。

- ・認定を受けた先端設備等導入計画書の写し
- ・認定を受けた先端設備等導入計画に係る認定証の写し
- ・認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書の写し
- ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し(※賃上げした場合)
- ・課税標準等の特例に関する申告書

※先端設備導入計画書および先端設備等導入計画に係る認定証は担当部署からの資料提供ができませんので必ず申告者の方が写しを提出してください。

なお、上記記載の書類が提出できない場合、特例を適用することができない場合がありますのでご注意ください。